（様式第２号１）

Ａ４サイズ／体裁自由

**事業計画書**

目次

 （ページ番号）

①　公園の設置目的及び管理運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　１

②　平等利用の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　１

③　利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　２

④　トラブル防止、苦情対応方法及び運営・維持管理への反映・・・・・・・ 　２

⑤　危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　２

⑥　公園の特性を踏まえた各施設の運営管理の考え方・・・・・・・・・・・ 　３

⑦　公園の特性を踏まえた各施設の維持管理の考え方・・・・・・・・・・・ 　３

⑧　利用者サービスの向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

⑨　周辺施設等との連携による利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

⑩　平日における駐車場の利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　４

⑪　自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　５

⑫　植物管理と（植物管理を通じた）景観づくりの方法・・・・・・・・・・ 　６

⑬　園内清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　７

⑭　運動施設の維持・運営管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　７

⑮　公園の顔となる特殊庭園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　８

⑯　海岸利用者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

⑰　自然環境の維持、自然環境学習及び環境への配慮・・・・・・・・・・・ 　９

⑱　山麓部の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　９

⑲　点検、補修及び修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　９

⑳　法令遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　９

㉑　収支計画と管理計画との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　10

㉒　管理体制計画及び職員配置計画、必置技術者等の配置・・・・・・・・・ 　10

㉓　過去の業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　11

㉔　提案事業者の財務状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　11

㉕　管理経費の提案価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　11

㉖　府・公益事業協力等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　12

㉗　就職困難層への雇用・就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　12

㉘　障がい者の実雇用率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　14

㉙　知的障がい者等の現場就業状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　14

㉚　府民及びＮＰＯとの協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　18

㉛　環境問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　19

事　業　計　画　書

作成に当たっては、以下の点に留意してください。

　①事業計画書の内容が、不適格事項に該当する場合、選定審査の対象から除外します。不適格事項の内容は募集要項を参照してください。

　②「大阪府営公園マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）、「府営公園ごとのマネジメントプラン（案）」（以下「マネジメントプラン」という。）、「大阪パークビジョン」、「府営公園管理要領」（以下「管理要領」）及び「各公園の管理マニュアル」（以下「管理マニュアル」という。）等を十分にご理解いただいた上で作成してください。

　③大阪府（以下「府」という。）が求める管理水準（管理要領及び管理マニュアルに示す仕様）以上の効率的・効果的な管理運営に関する基本的な考え方や具体的な管理方法について、設問ごとに提案してください。また、提案に当たっては、マネジメントプラン等を踏まえた、新たなアイデア、独創的な取組方策や現行の取組を発展させる方法などの提案を期待します。

　④管理要領及び管理マニュアルに記載している管理水準に達していない場合、具体的な記述が無い場合並びに記載を求めた項目について記載が無い場合は、不適格となる場合や評価しない（０点の）場合があります。

　⑤体裁は自由ですが、記載されている設問内容は残してください。

　⑥各設問の上部にある公園名の入ったボックスは、記載対象公園を示しています。

１．平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策

（１）平等利用

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問①公園の設置目的及び管理運営方針**マスタープランやマネジメントプランを踏まえ、各公園（該当公園）を管理していく上での基本的な考え方（貴社・団体が考える管理運営の理念・方針）を記載してください。併せて、管理運営に係る新たな視点の取組方針や特に重点を置く取組方針などがありましたら記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問②平等利用の基本的な考え方**公の施設という観点から、平等利用の対応について、基本的な考え方や具体的な対応方法を記載してください。（注意事項）注１　新たなアイデアなどの提案については、設問⑧に記載してください。 |
| (記入欄) |
| ２．公園の効用を最大限発揮するための方策（１）安全・安心 |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問③利用者の安全確保**公園利用者の安全を確保するために、①「どのような事故の未然防止対策を取るか」、②「巡視の体制と頻度・巡視項目をどのように設定するか」、③「瑕疵の早期発見にどのように取り組むか」、④「衛生管理にどのように取り組むか」、⑤「生活用通路として使われる園路がある場合はどのような防犯対策を行うか」及び⑥「当該公園で予想される危険要因に対してどのような対策をとるか」について、基本的な考え方と具体的な手法を記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問④トラブル防止、苦情対応方法及び運営・維持管理への反映**公園でのトラブル（事故・事件等）や苦情が発生した場合の対応方法（未然防止策や初期対応を含む。）及び今後の管理への反映について、考え方と具体的な方法を記載してください。（注意事項）　新たなアイデアの提案については、設問⑧に記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑤危機管理**　異常気象等が生じた時に、適切な対応をとるために、①「地震が起きた場合の参集体制（参集方針含む。）・管理体制・実施業務の内容及び府への協力方針」、②「風水害が起きた場合の参集体制（参集方針含む。）・管理体制・実施業務の内容及び府への協力方針」、③「日ごろから行う訓練・研修・点検の内容」及び④「地域住民や公園利用者への防災意識の啓発」について、具体的に記載してください。なお、防災公園※である場合は、防災公園としての位置付けを踏まえ記述してください。※ 防災公園：山田池公園、寝屋川公園、石川河川公園、大泉緑地、蜻蛉池公園 |
| (記入欄) |
| （２）適切な管理（考え方） |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑥公園の特性を踏まえた各施設の運営管理の考え方**当該公園の特性を踏まえたうえで、管理マニュアルに示す主要な公園の施設ごとにどのような運営管理を行うかについて、運営方針と運営上の留意点を記載してください。（注意事項）主要植物、運動施設、特殊庭園に関する記載はそれぞれ設問⑫、設問⑭、設問⑮に記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑦公園の特性を踏まえた各施設の維持管理の考え方**当該公園の特性や施設の長寿命化の考え方を踏まえた上で、管理マニュアルに示す主要な公園の施設ごとにどのような維持管理を行うかについて、維持管理方針と維持管理上の留意点を記載してください。（注意事項）主要植物、運動施設、特殊庭園に関する記載はそれぞれ設問⑫、設問⑭、設問⑮に記載してください。 |
| (記入欄) |
| （３）利用促進・利便性向上 |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑧利用者サービスの向上**公園利用者の増加（新規来園者やリピーターの増加など）を図るため、利用促進方策や利用者の利便性の向上につながるサービス、公園を含めた地域活性化などについて、基本的な考え方や具体的な方法※１を記載してください。なお、記載に当たっては、マネジメントプランに記載の目標像や取組の方針を踏まえ、提案してください。※１・プログラム・イベントの年間計画・利便性の向上につながるサービス・新たな利用者の開拓方策・有料施設の特典・割引サービスや増収につなげるための取組方策・地域住民やボランティア団体と連携した公園の利用促進や利便性の向上に資する取組・周辺施設との連携など公園を活用した地域活性化のための手法・運営管理に関する新たなアイデアなどについて、「管理マニュアル」に示した取組と同等以上の取組を具体的に記載してください。また、公園に求められる新たなニーズに対応した取組について積極的に提案してください。（例）○多言語化対応ホームページ・チラシの多言語化、スタッフ・翻訳機の配置及びスマートフォンによる多言語化システムの導入○キャッシュレス対応レストランや売店でのキャッシュレス対応　　○駐車場料金サービスの充実回数券やプリペイドカードによる割引、運動施設利用やイベント参加とあわせた割引、早朝割引や深夜割引、短時間利用時の割引、１日上限額の設定○利用促進・利便性向上につながる情報発信の充実ＳＮＳの有効活用、ドローンを活用したプロモーション動画の作成及びデジタルサイネージの活用（注意事項）注１　平日の駐車場料金割引の提案は設問⑩の欄に記載してください。　注２　自主事業について（簡易な施設整備を含む）は、設問⑪に記載してください。　注３　記載内容については、実現に向け検討していく提案と実施を予定する提案の違　　　いが分かるようにしてください。記述が具体的でない場合は、評価しない（０点の）場合があります。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑨周辺施設等との連携による利用促進**公園がもつポテンシャルを最大限発揮するためには、公園を単体でとらえるのではなく、周辺のまちづくりを意識した、地域や都市の活性化にもつながる取組が必要です。ついては、公園の周辺施設、地域で活動する団体、企業、自治会等との連携による利用促進策について提案してください。なお、住吉公園については、公園内に別途P-PFI事業者がカフェ・レストランを整備し、20年間運営する予定です。当該事業者との連携による利用促進策についても併せて記載していください。（注意事項）　府民、NPO、ボランティア等の団体との協働事業（公園における新規活動の受け入れなど）については、設問㉚「府民及びNPOとの協働」に記載してください。 |
| (記入欄)  |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | ― | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑩平日における駐車場の利用促進**平日の公園及び駐車場の利用が低調であることから、利用促進のため平日の駐車場料金割引サービスについて提案してください。割引額は条例に定める金額（※）に対するものとします。提案は下記①～⑥のいずれかとしてください。①指定期間を通じて平日駐車場料金を終日５割引以上②指定期間を通じて平日駐車場料金を終日４割引③指定期間を通じて平日駐車場料金を終日３割引④指定期間を通じて平日駐車場料金を終日２割引⑤指定期間を通じて平日駐車場料金を終日１割引⑥提案なし※：せんなん里海公園は、別途管理マニュアルに示す金額を基に提案してください。（注意事項）　①～⑤以外の駐車場料金サービスの充実に関する提案は、設問⑧「利用者サービスの向　上」に記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑪自主事業**　募集要項「３．業務の範囲及び内容（３）自主事業」の具体的な提案を記載してください。この事業は指定管理業務に含まれないため、委託料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。なお、自主事業のイメージは以下のとおりですが、これに限らず利用促進や利用者の利便性向上に資する積極的な提案を期待しています。【イメージ】　○簡易な施設の設置・公園の特色や利用者のニーズに合わせた簡易なにぎわい施設の設置○イベント・プログラム[イベント]・興行的な（収益を目的とした）イベント[プログラム]・スポーツスクール・健康づくりプログラム（ヨガ、フラダンスなど）・自然観察ガイドツアー・有料の講習会、セミナー○物品販売・飲食サービス・臨時売店（キッチンカー含む。）の設置・デリバリーフードコート（デリバリーサービスの受取場）・ＢＢＱの食材販売・既存施設（休憩所、パークセンター、売店等）を活用した物品販売○その他・その他公園の利用者サービス向上につながる取組１）企画提案・提案の実現性　府営公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、公園の利用促進や利用者サービスの向上を図るため、集客力や収益力のあるイベントや、プログラム、物品販売、飲食サービスなどを企画・誘致する提案を記載してください。　また、上記提案を実現するための具体的な方策を記載してください。　　・企画・誘致の具体的な方策　　・一般来園者の公園利用や運動施設等の一般使用への配慮　　・集客のための情報発信　　・料金設定や収入見込み　　・安全対策　　・過去の取組実績２）簡易な施設整備による利用促進・利便性向上　自主事業の提案にあたり、簡易な施設整備を行うことでより公園楽しめる提案については、１）に加え、簡易な施設や設備の整備内容について記載してください。（例）　・レストハウスを健康増進施設にリニューアル　　　　　・散策し眺望を楽しめるミニ展望台、休憩所の整備　　　　　・キッチンカーを活用したオープンカフェの整備３）公園サービス（府民サービス）への還元収益の一部を公園のサービスに還元する方策を記載してください（府への納付については記載不要です。）。（例）ベンチの増設、塗装の塗り替え、手すりの設置、スロープの設置及びトイレの洋式化等※　自主事業で得た収入の一部を指定管理業務に充てる場合は、この設問で記載するのではなく、様式第３号「収支計画書」の「自主事業収入」の欄にその金額を記載してください。※　収益の還元方策は、収入を指定管理業務に充てる他、新たな公園施設の設置、更なる利用促進を図るための設備投資の提案をすることができます。（注意事項）提案内容が公園利用にふさわしくないもの、又は一般の公園利用に著しい支障を及ぼす可能性があると判断したときは、評価しない（０点の）場合があります。 |
| (記入欄) |
| （４）公園施設の維持管理や運営の内容・的確性 |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑫植物管理と（植物管理を通じた）景観づくりの方法**管理マニュアルに示す、公園植栽の主な特徴及び主要植物（特殊庭園を除く。）の特性や役割などを踏まえ、・どのような景観づくりを行うか、また剪定の方法など樹木及び樹林地管理をどのように行うか。・除草及び芝刈りを行う時期についての考え方、苦情を受けた場合の対応及び花壇の管理業務内容と植付け株数及び頻度及び配植の考え方・病害虫防除の方法や苦情を受けた場合の対応及び施肥の方法について具体的に記載してください。（各公園の主要植物は以下となります。）　・山田池　　　　もみじ谷　・寝屋川　　　　中央広場法面花壇　・石川河川　　　あすか花回廊　・大泉　　　　　中央花壇、都市林　・住吉　　　　　花の回廊　・蜻蛉池　　　　花木園、水仙郷　・りんくう　　　シンボル緑地（花街道）、シーサイド緑地北地区（社島、野筋、荒磯、葦手様）　・せんなん里海　樹林地（クロマツ、ヤマモモ）（注意事項）注１　管理要領及び管理マニュアルに記載している管理水準に達していない場合、「府の指導に基づき適正に管理します。花壇は丁寧に管理し、華やかな花壇になるようにします。」など記述があいまいで具体的で無い場合並びに記載を求めた項目について記載が無い場合は不適格となる場合があります。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑬園内清掃**園内清掃、便所清掃、不法投棄物の処理、排水管や側溝の清掃及び管理マニュアルに示す主要な施設の清掃について方法と時期・頻度を具体的に記載してください。 |
| (記入欄) |
| － | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | － | せんなん里海 |
| **設問⑭運動施設の維持・運営管理**運動施設の営業時間帯や受付方法、グラウンドの勾配や芝生管理等の維持管理の方法と頻度について具体的に記載してください。（この設問において記載する施設は以下とします。）　・寝屋川　　　　テニスコート、野球場、ソフトボール広場、陸上競技場　・石川河川　　　パークゴルフ場　・大泉　　　　　テニスコート、野球場、球技広場、スポーツ広場　・住吉　　　　　テニスコート、野球場、運動場、体育館　・蜻蛉池　　　　テニスコート、球技広場　・せんなん里海　ビーチバレー競技場（注意事項）注１　利用促進方策については設問⑧に記載してください。注２　自主事業については、設問⑪に記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | － | － | 大泉 | － | 蜻蛉池 | － | **－** |
| **設問⑮公園の顔となる特殊庭園**管理マニュアルに定める特殊庭園の管理について、当該庭園の物理的な特性及び植栽構成について記載してください。また、これを踏まえ、どのような管理を行うかについて具体的に記載してください。また、記載に当たっては、特殊庭園ごとに、以下の点について具体的に記載してください。（山田池公園　水生花園、花木園、クイーンズランド庭園、事務所前花壇・プランター）①当該庭園の特性（物理的特性と植栽の特性）とこれを踏まえた管理方針、②しょうぶ園の管理方法、③苗圃の管理方法、④スイレン池の管理方法、⑤高木の管理方法、⑥低木の管理方法、⑦花壇の管理方法、⑧樹林地の管理方法、⑨群植地の管理方法、⑩草地の管理方法、⑪園地の景観創造の方法、⑫その他当該庭園の植物などを管理するために行うべき管理業務についての方法と頻度、⑬長期的に管理コストを縮減し、増加させないための新たな提案などについて、具体的（作業内容や作業時期、作業頻度などを含め）に記載してください。また、年間管理工程表を提出してください。（様式任意　工種ごとに数量及び予定回数を明記してください。気象の影響などで実際の管理では変動することを前提とします。）（大泉緑地　かきつばた園、ふれあいの庭）①当該庭園の特性（物理的特性と植栽の特性）とこれを踏まえた管理方針（特にかきつばた園については具体的で定量的な管理目標も記載）、②剪定の方法、③かん水の方法と頻度、④施肥の方法と頻度、⑤病害虫防除の方法、⑥その他当該庭園の植物などを管理するために行うべき管理業務についての方法と頻度、⑦長期的に管理コストを縮減し、増加させないための新たな提案などについて、具体的（作業内容や作業時期、作業頻度などを含め）に記載してください。また、各年度の年間管理工程表を提出してください。（様式任意　工種ごとに数量及び予定回数を明記してください。気象の影響などで実際の管理では変動することを前提とします。）（蜻蛉池公園　バラ園、あじさい園）①当該庭園の特性（物理的特性と植栽の特性）とこれを踏まえた管理方針、②除草・芝刈・剪定の方法、③かん水の方法と頻度、④施肥の方法と頻度、⑤病害虫防除の方法、⑥その他当該庭園の植物などを管理するために行うべき管理業務についての方法と頻度、⑦長期的に管理コストを縮減し、景観を向上させるための新たな提案（品種や樹種の転換、株や樹木の更新など）について、具体的（作業内容や作業時期、作業頻度などを含め）に記載してください。また、年間管理工程表を提出してください。（様式任意　工種ごとに数量及び予定回数を明記してください。気象の影響などで実際の管理では変動することを前提とします。）（注意事項）注１　各施設の利用促進方策については、設問⑧に記載してください。　注２　自主事業については、設問⑪に記載してください。注３　管理要領及び管理マニュアルに記載している管理水準に達していない場合、当該庭園の植物を管理するうえで当然知るべき植栽技術について理解が無いと判断される場合、記述があいまいで具体的で無い場合並びに記載を求めた項目について記載が無い場合は不適格となります。 |
| (記入欄) |
| － | － | － | － | － | － | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑯海岸利用者への配慮**管理対象外区域である隣接海岸の管理者との連携及び海岸利用者への利用指導などについての考え方と具体的な手法を記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑰自然環境の維持、自然環境学習及び環境への配慮**当該公園の自然環境特性を踏まえ、これに応じた自然環境の維持・創出の考え方と方法、管理上の留意点や自然環境学習の取組について具体的な手法を記載してください。また、公園で発生する剪定枝や伐採木に関するリサイクル資源としての新たな活用方法（余剰チップ等の発生防止につながる活用方法など）、節電等の省エネルギー化、ヒートアイランド現象の緩和、リサイクル推進などの環境問題への取組について、具体的に実施する内容を記載してください。 |
| (記入欄) |
| － | － | － | － | － | － | － | せんなん里海 |
| **設問⑱山麓部の維持管理**山麓部に位置する公園において、落石や転石、危険木等山麓部特有の維持管理について考え方（点検の方法や頻度、落石や倒木等の事故が生じた場合の対応など）と具体的な方法を記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑲点検、補修及び修繕**施設の長寿命化の考え方を踏まえ、遊具や電気・消防・機械設備、橋梁、建築物その他公園施設について、日常の維持管理の考え方や留意点、点検の方法と頻度、不具合や事故が生じた場合の対応、府との役割分担を踏まえた補修・修繕についての方法や頻度について具体的に記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問⑳法令遵守**公園の管理においては、関係法令を遵守し、募集要項、管理要領及び管理マニュアルに記載している管理内容と同等以上の管理を行っていただく必要があります。申請者において、ご承諾いただける場合は、「関係法令を遵守し、募集要項、管理要領及び管理マニュアルに記載している管理内容と同等以上の管理を行う。」と記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉑収支計画と管理計画との整合性**提案価格の算出に際しての経費削減方策、収支計画及び管理計画の概要を記載してください。（注意事項）収支計画書と管理体制計画書の整合が取れておらず、提案価格で提案内容の管理を行うことが困難であると判断される場合は不適格となります。 |
| (記入欄) |

３．適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項

（１）安定的な運営が可能となる人的能力

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉒管理体制計画及び職員配置計画、必置技術者の配置**募集要項に定める「４．募集に際しての基本条件 （８）組織体制」及び管理マニュアル２章（運営管理）に定める「常時配置すべき職員の最低限のポスト数」を踏まえるとともに、同２章（運営管理）に定める「現行の職員体制」を参考の上、当該公園の管理を行うための体制とその考え方を記載してください。また、管理マニュアル（資料編）に定める「都市公園の管理に必要な有資格項目について」を踏まえ、どのポストにどのような資格や経歴の方を配置する予定であるか、記載してください。なお、常時配置すべき職員は当該公園に勤務すべき職員であり、同一時刻に一人の人間が２つ以上のポストを兼ねる計画は認められません。配置体制とその考え方と併せて、様式第４号管理体制計画書及び添付書類ローテーション表（令和５年４月現在）を提出してください。（注意事項）　注１　総括管理責任者においては、都市公園（類似施設含む。）の管理に係るマネジメント業務について１年以上の実務経験又はそれと同等以上の能力を有していることが分かる資料（任意様式）を提出してください。　　　　なお、総括管理責任者、運営管理業務責任者及び維持管理業務責任者について、各人の保有する資格や公園管理に係る実務実績（経験年数含む。）がある場合は、それが分かる資料（任意様式）を提出してください。注２　管理マニュアル（資料編）に定める「都市公園の管理に必要な有資格項目について」を踏まえ、申請する公園に必要とされている資格の写しを全て提出してください。注３　特殊庭園専門技術者について、保有する資格の写し及び申請する公園の特殊庭園と同等程度の施設管理実績が分かる資料（任意様式）を提出してください。注４　総括管理責任者、副総括管理責任者、運営管理業務責任者、維持管理業務責任者及び必置技術者が配置されない場合、管理マニュアルに記載の「常時配置すべき職員の最低限のポスト数」が確保されない場合及び最低賃金を下回る給与である場合は不適格となります。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉓過去の業務実績**直近３事業年度の都市公園、公園施設、その他これらに類する施設の管理業務に関する業務実績及び当該公園の特殊庭園に類する施設の管理実績について記載してください。 |
| (記入欄) |
| （２）安定的な運営が可能な財政的基盤 |
| **設問㉔提案事業者の財務状況**様式第５号「財務状況の概要」及び募集要項に示す必要書類を提出してください。 |

４．管理に係る経費の縮減方策

（１）公園の運営管理に係る経費

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉕管理経費の提案価格**貴社・団体が管理を遂行するについての提案価格と根拠となる考え方について記載してください。※令和５～９年度のそれぞれの提案価格は様式第３号１「収支計画書」の各年度の合計欄と同じ金額としてください。※提案価格＝管理運営経費－利用料金収入－利用促進事業収入－（自主事業の利益の一部）とします。（**提案価格算出の内訳を提出してください。**提案価格の算出に際しての経費削減方策、収支計画及び管理計画の概要を記載してください。） |
| (記入欄)令和５年度　　　　　　　　　千円令和６年度　　　　　　　　　千円令和７年度　　　　　　　　　千円令和８年度　　　　　　　　　千円令和９年度　　　　　　　　　千円５年間　合計　　　　　　　　千円 |

５．その他管理に際して必要な事項

　（１）府施策との整合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉖府・公益事業協力等**・これまでの貴社・団体としての社会貢献活動等を記載してください。例）男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言など・当該施設において、府が実施する事業等への協力について対応できる事項を記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉗就職困難層への雇用・就労支援**就職困難者等の雇用・就労支援の実施について記載してください。 |
| (記入欄)①各種就労支援事業を活用して雇用した人数等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就労支援事業名 | 雇用実績数 | （雇用予定者数） |
| 人数 | 就労時期 |  |
| 地域就労支援センター | 名 | ・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| ・令和　年　月　日～ |
| 障害者就業・生活支援センター | 名 | ・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| ・令和　年　月　日～ |
| 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター | 名 | ・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| ・令和　年　月　日～ |
| ホームレス自立支援センター | 名 | ・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| ・令和　年　月　日～ |
| 地域若者サポートステーション（ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。） | 名 | ・令和　年　月　日～・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| 生活困窮者自立相談支援機関 | 名 | ・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| ・令和　年　月　日～ |
| 大阪ホームレス就業支援センター | 名 | ・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| ・令和　年　月　日～ |
| 保護観察対象者等（大阪保護観察所長による雇用証明書） | 名 | ・令和　年　月　日～・令和　年　月　日～ | （　 名） |
| （一社）おおさか人材雇用開発人権センター（Ｃ－ＳＴＥＰ）への加入 | 加入の有無　　　　（　有　・　無　） |
| 大阪府障がい者サポートカンパニー又は大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業 | 登録の有無（　有　・　無　） |
| 大阪保護観察所への協力雇用主としての登録 | 登録の有無（　有　・　無　） |

②職場環境整備等支援組織（障がい者分野又は生活困窮者分野）の活用就職困難者の職場定着支援の必要性に鑑み、就職困難者の新規雇用予定者又は既雇用者の支援（採用（引継ぎ）から定着支援）において、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野又は生活困窮者分野）を活用するか□活用する　　□活用しない　（いずれかの□にチェック）　※障がい者分野の支援組織は、生活困窮者自立支援機関を除く各センター利用者のうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第２条に規定するものに限ります。※生活困窮者分野の支援組織は、生活困窮者自立相談支援機関の利用者を雇用する場合に限ります。（他の機関の利用者を雇用する場合は活用できません）「活用する」を選択した場合、現時点の予定について可能な範囲でご記入ください。　（１）活用する支援組織の分野（いずれかの□にチェック）　　　　□障がい者分野　　□生活困窮者分野　（２）就職困難者への支援として支援組織に求める支援の内容（当てはまる□にチェック、複数選択可。４その他の支援の場合は具体的に記入）１　職場のアセスメント□雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）　　□職務分析□担当業務の切出し及び組立て２　ジョブマッチング（新規雇用の場合）□採用スケジュール　　□雇用前実習の実施　　□受入環境の整備等３　定着支援□職場に慣れるまでの間の支援　　□支援機関（送出し機関）との連携方策□一定期間経過後の支援　　　　　□課題発生時の対応□支援員の配置等(障がい者分野の支援組織のみ支援可能）４　その他の支援（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**《以下を満たしていることをご確認いただき、□を☑あるいは■にしてください》**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **(1)**  | **指定管理者の構成員による雇用である**（現場での雇用である必要はありません。また、雇用を予定する場合も可とします） | **□** |
| **(2)** | **既存で雇用している者について、平成31年４月15日以降に雇用し、申請日時点で在職している**（上記の日以前に雇用している場合は、点数を付与しません）　 | **□** |
| **(3)** | **常用雇用労働者である**（臨時的又は一時的に雇用する者ではない）常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。・1週間あたりの労働時間が３０時間以上であること。・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去１年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）・各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。 | **□** |
| **(4)** | **以下のセンター等の利用者を雇用する場合、各センター等の利用証明書を提出して****いる**（利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されます。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。）地域就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、ホームレス自立支援センター、地域若者サポートステーション、生活困窮者自立相談支援機関、大阪ホームレス就業支援センター | **□** |
| **(5)** | **保護観察対象者等を雇用し、大阪保護観察所への協力雇用主としての登録について提案する場合は、「協力雇用主の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明願兼証明書」（様式第９号）を提出している** | **□** |
| **(6)** | **C-STEPへの加入、サポートカンパニー制度への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録が「有」の場合、申請時点で加入・登録している** | **□** |
| **(7)** | **職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）の活用にあたり、「生活困窮者自立相談支援機関」を利用した雇用について、提案している** | **□** |
| **(8)** | **同一人物について、「就職困難者」と「知的障がい者等の現場就業」の双方を提案していない** | **□** |

＜注意事項＞・今後雇用予定する者について、指定期間の初日から７月を経過する日までに履行することが必要です。　指定期間の初日から３月を過ぎても雇用を実現できない場合、府施設所管課へ報告していただきます。・複数の法人等がグループを構成して申請する場合、Ｃ－ＳＴＥＰへの加入、サポートカンパニー等への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。・新規雇用又は継続雇用において職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織に支援を求めるなど、雇用に向けた調整を始めていただく必要があります。・支援組織の活用を提案する場合は、最優先交渉権者となった後、速やかに、府担当課へご連絡いただく必要があります（別途ご案内します）。 |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉘障がい者の実雇用率** |
| (記入欄)　　　　　　　％（事業主名　　　　　　　　　　　　　　　令和３年６月１日現在）　　　　　　　％（事業主名　　　　　　　　　　　　　　　令和３年６月１日現在）　　　　　　　％（事業主名　　　　　　　　　　　　　　　令和３年６月１日現在）＜注意事項＞・実雇用率は、法定雇用率を超えていることが必要です。法定雇用率を達成していることのみで点数が付与されるものではありません。・複数の法人等がグループを構成して申請する場合、全ての事業主について記載してください。欄が足りない場合は適宜追加してください。（その場合、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に点数を付与します。）・申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の実雇用率を記載してください。 |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉙知的障がい者等の現場就業状況**※知的障がい者等とは、知的障がい者及び精神障がい者をいいます。 |
| (記入欄)**【現在、知的障がい者等の雇用が1人である施設】**現在、山田池公園、寝屋川公園、石川河川公園、大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園、せんなん里海公園では、指定管理者が直接１名（週の総労働時間は30時間以上）雇用し、取り組んでいます。※現行で、週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持する必要があります。Ａ　現就業者が雇用の継続を希望する場合、本人の意向を尊重した継続雇用の提案（☑あるいは■にて回答）

|  |
| --- |
| 雇用方法□　直接雇用を予定　　　　　　　　　名□　委託先での雇用を予定　　　　　　名□　その他（　　　　　　　　）　　　名 |
| 職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの　□　専任支援者の配置□　地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築□　個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討□　仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫□　障がい者のモチベーションを維持する仕組み□　障がい者のキャリアアップの仕組み□　働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援□　障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築□　課題解決のための支援体制の構築□　障がい者理解促進のための社内研修□　その他支援(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

※知的障がい者等の雇用にあたっては、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）と連携の上、職場定着支援等に努めるものとする。Ｂ　現就業者が継続の雇用を希望しない場合、「(2)管理者として果たしていただくべき責務」にあるように現行の体制を維持していただく必要がありますので、その場合の雇用方法について記載して下さい。　　　　　　　　（☑あるいは■にて回答）

|  |
| --- |
| 雇用方法□　直接雇用を予定　　　　　　　　　名□　委託先での雇用を予定　　　　　　名□　その他（　　　　　　　　）　　　名 |
| 職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの　□　専任支援者の配置□　地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築□　個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討□　仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫□　障がい者のモチベーションを維持する仕組み□　障がい者のキャリアアップの仕組み□　働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援□　障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築□　課題解決のための支援体制の構築□　障がい者理解促進のための社内研修□　その他支援(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

Ｃ　現在の人数に加えて、新たに知的障がい者等が現場での業務に従事する場合（☑あるいは■にて回答）

|  |
| --- |
| 当該施設で、清掃業務等現場での就業者に知的障がい者等の雇用を予定しているか□　直接雇用を予定　　　　　　　　　名□　委託先での雇用を予定　　　　　　名□　その他（　　　　　　　　）　　　名 |
| 知的障がい者等の従事を検討している業務□　清掃業務　□　事務補助　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの　□　専任支援者の配置□　地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築□　雇用前実習の実施□　個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討□　仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫□　障がい者のモチベーションを維持する仕組み□　障がい者のキャリアアップの仕組み□　働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援□　障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築□　課題解決のための支援体制の構築□　障がい者理解促進のための社内研修□　その他支援(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

※週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を原則とする。知的障がい者等の現場就業にあたり、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用するか　□活用する　　□活用しない　（該当するほうに☑あるいは■にて回答）　　支援組織に求める支援の内容について、当てはまる□にチェック（複数選択可）１　職場のアセスメント□雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）　　□職務分析□担当業務の切出し及び組立て２　ジョブマッチング（新規雇用の場合）□採用スケジュール　　□雇用前実習の実施　　□受入環境の整備等３　定着支援□職場に慣れるまでの間の支援　　□支援機関（送出し機関）との連携方策□一定期間経過後の支援　　　　　□課題発生時の対応□支援員の配置等（障がい者分野の支援組織のみ支援可能）＜注意事項＞・今後雇用予定する者について、指定期間の初日から７月を経過する日までに履行することが必要です。指定期間の初日から3月を過ぎても雇用を実現できない場合は、府施設所管課へ報告していただきます。・新規雇用又は継続雇用において職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織に支援を求めるなど、と雇用に向けた調整を始めていただく必要があります。・支援組織の活用を提案する場合は、最優先交渉権者となった後、速やかに、府担当課へご連絡いただ く必要があります（別途ご案内します）。**《以下を満たしていることをご確認いただいた上で、□を☑あるいは■にしてください》**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **(1)**  | **現行で、週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合、引き続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持する** | **□** |
| **(2)** | **職場環境整備等支援組織を活用せずに新たに雇用する提案をする場合、週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持する** | **□** |
| **(3)** | **同一人物について、「就職困難者」と「知的障がい者等の現場就業」の双方を提案していない** | **□** |

**【現在、知的障がい者等の雇用が２人以上である施設】**現在、住吉公園では、指定管理者が直接２名（週の総労働時間は30時間以上）雇用し、取り組んでいます。※現行で、週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持する必要があります。Ａ　現就業者が雇用の継続を希望する場合、本人の意向を尊重した継続雇用の提案（☑あるいは■にて回答）

|  |
| --- |
| 雇用方法□　直接雇用を予定　　　　　　　　　名□　委託先での雇用を予定　　　　　　名□　その他（　　　　　　　　）　　　名 |
| 職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの　□　専任支援者の配置□　地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築□　個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討□　仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫□　障がい者のモチベーションを維持する仕組み□　障がい者のキャリアアップの仕組み□　働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援□　障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築□　課題解決のための支援体制の構築□　障がい者理解促進のための社内研修□　その他支援(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

※知的障がい者等の雇用にあたっては、職場環境整備等支援組織と連携の上、職場定着支援等に努めるものとする。Ｂ　現就業者が継続の雇用を希望しない場合、「(2)管理者として果たしていただくべき責務」にあるように現行の体制を維持していただく必要がありますので、その場合の雇用方法について記載して下さい。　　　　　　　　（☑あるいは■にて回答）

|  |
| --- |
| 雇用方法□　直接雇用を予定　　　　　　　　　名□　委託先での雇用を予定　　　　　　名□　その他（　　　　　　　　）　　　名 |
| 職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの　□　専任支援者の配置□　地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築□　個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討□　仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫□　障がい者のモチベーションを維持する仕組み□　障がい者のキャリアアップの仕組み□　働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援□　障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築□　課題解決のための支援体制の構築□　障がい者理解促進のための社内研修□　その他支援(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

知的障がい者等の現場就業にあたり、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用するか　□活用する　　□活用しない　（該当するほうに☑あるいは■にて回答）　　支援組織に求める支援の内容について、当てはまる□にチェック（複数選択可）１　職場のアセスメント□雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）　　□職務分析□担当業務の切出し及び組立て２　ジョブマッチング（新規雇用の場合）□採用スケジュール　　□雇用前実習の実施　　□受入環境の整備等３　定着支援□職場に慣れるまでの間の支援　　□支援機関（送出し機関）との連携方策□一定期間経過後の支援　　　　　□課題発生時の対応□支援員の配置等（障がい者分野の支援組織のみ支援可能）＜注意事項＞・今後雇用予定する者について、指定期間の初日から７月を経過する日までに履行することが必要です。指定期間の初日から3月を過ぎても雇用を実現できない場合は、府施設所管課へ報告していただきます。・新規雇用又は継続雇用において職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織に支援を求めるなど、と雇用に向けた調整を始めていただく必要があります。・支援組織の活用を提案する場合は、最優先交渉権者となった後、速やかに、府担当課へご連絡いただ く必要があります（別途ご案内します）。**《以下を満たしていることをご確認いただいた上で、□を☑あるいは■にしてください》**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **(1)**  | **現行で、週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合、引き続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持する** | **□** |
| **(2)** | **職場環境整備等支援組織を活用せずに新たに雇用する提案をする場合、週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持する** | **□** |
| **(3)** | **同一人物について、「就職困難者」と「知的障がい者等の現場就業」の双方を提案していない** | **□** |

 |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉚府民及びNPOとの協働**府の公園では「府営公園におけるボランティアとの協働に関する要綱」を定め、府民との協働による公園管理に努めており、各公園では複数のボランティア団体等が活動しています。貴社・団体が管理業務の実施に際して、ボランティア・ＮＰＯ等との協働事業（新規活動の受け入れや活動への支援など）に対する基本方針及び具体的な取組を記載してください。（注意事項）地域住民・ボランティア団体と連携した公園の利用促進や利便性の向上に着目した取組方策については、設問⑨周辺施設等との連携による利用促進に記載してください。 |
| (記入欄) |
| 山田池 | 寝屋川 | 石川河川 | 大泉 | 住吉 | 蜻蛉池 | りんくう | せんなん里海 |
| **設問㉛環境問題への取組**　環境問題への取組について、①又は②の該当する項目にチェック☑し、該当項目について、確認できる書類を提出してください。①脱炭素に向けた取組み□ 再生可能エネルギー電力の調達（提出書類：電力供給契約書の写し）□ 再生可能エネルギー発電設備の導入（提出書類：様式第10号報告書及び添付書類）□ ゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車）の使用（提出書類：自動車検査証の写し）□ 燃料電池または蓄電池の導入（提出書類：様式第10号報告書及び添付書類）□ 過去３年以内の温室効果ガス排出量のオフセットの実績（提出書類：J-クレジット購入費用支払領収書の写し）②第三者認証EMS（提出書類：申請日の前日時点で認証取得していることを証する書面の写し）□ ISO14001　□ エコアクション２１　□ ＫＥＳ　□ エコステージ□ その他自治体等による認証制度（制度の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）環境問題への取組について、①又は②の該当する項目にチェック☑し、該当項目について、確認できる書類を提出してください。①脱炭素に向けた取組み□ 再生可能エネルギー電力の調達（提出書類：電力供給契約書の写し）□ 再生可能エネルギー発電設備の導入（提出書類：様式第10号報告書及び添付書類）□ ゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車）の使用（提出書類：自動車検査証の写し）□ 燃料電池または蓄電池の導入（提出書類：様式第10号報告書及び添付書類）□ 過去３年以内の温室効果ガス排出量のオフセットの実績（提出書類：J-クレジット購入費用支払領収書の写し）②第三者認証EMS（提出書類：申請日の前日時点で認証取得していることを証する書面の写し）□ ISO14001　□ エコアクション２１　□ ＫＥＳ　□ エコステージ□ その他自治体等による認証制度（制度の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (記入欄) |